

(仮称) 二町谷浮棧橋の管理等に関する条例の基本方針について

1 条例制定の目的

(仮称) 二町谷浮棧橋 (以下「浮棧橋」という。) の管理等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

2 条例制定の概要

(1) 指定管理者による管理

施設の管理に関する業務のうち、施設の維持管理、保全管理、運営管理、利用許可等に関する業務を指定管理者に行わせるもの

(2) 指定管理者の指定等の手続等

指定管理者に係る指定申請、指定基準、指定の告示及び取消し等並びに指定管理業務の基準等について定めるもの

(3) 利用に係る手続、基準等

施設の利用許可、利用制限、利用料金の納付、原状回復義務、損害賠償等に関する事項について定めるもの

(4) 委任

その他施設の管理等に必要な事項を規則に委任するもの

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

4 準備行為

指定管理者の指定に係る処分又は手続若しくは施設の利用に係る処分又は手続は、条例の施行前にこれを行うことができる。